

毎週月・水・金曜日発

富山県報

平成30年10月19日

金曜日

第4414号

目次

告示

- 休猟区の指定 1
- 特例休猟区の指定 2
- 特定猟具使用禁止区域の指定 3
- 鳥獣保護区の存続期間の更新
- 指定漁船の全部を普通損害保険に付すべきことの同意 7

公告

- 落札者等の公示 8
- 富山県立中央病院の物品等調達に係る一般競争入札の実施 9
- 富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施 13
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出 21

告示

富山県告示第439号

休猟区の指定について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により次のとおり休猟区を指定するので、同条第3項の規定により公示し、平成30年11月1日から施行する。

平成30年10月19日

富山県知事 石井 隆一

名称	区域	存続期間
早月川休猟区	別紙図面に表示する区域	平成30年11月1日から平成33年10月31日まで
小原休猟区	同上	同上
栃原休猟区	同上	同上

極楽寺休猟区	同上	同上
大森休猟区	同上	同上
南保休猟区	同上	同上

（「別紙図面」は省略し、富山県生活環境文化部自然保護課、富山県新川農林振興センター、富山県富山農林振興センター、富山県高岡農林振興センター及び富山県砺波農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。）

（自然保護課）

富山県告示第440号

特例休猟区の指定について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条第1項の規定により、次のとおり第二種特定鳥獣に関し、捕獲等を行うことができる区域を指定するので、同条第4項において準用する同法第34条第3項の規定により公示し、平成30年11月1日から施行する。

平成30年10月19日

富山県知事 石 井 隆 一

名称	区域	存続期間	第二種特定鳥獣の種類
早月川休猟区	別紙図面に表示する区域	平成30年11月1日から 平成33年10月31日まで	イノシシ ニホンジカ
小原休猟区	同上	同上	同上
栃原休猟区	同上	同上	同上
極楽寺休猟区	同上	同上	同上
大森休猟区	同上	同上	同上
南保休猟区	同上	同上	同上

（「別紙図面」は省略し、富山県生活環境文化部自然保護課、富山県新川農林振興センター、富山県富山農林振興センター、富山県高岡農林振興センター及び富山県砺波農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。）

(自然保護課)

富山県告示第441号

特定猟具使用禁止区域の指定について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定するので、同条第12項において準用する同法第34条第3項の規定により公示し、平成30年11月1日から施行する。

平成30年10月19日

富山県知事 石 井 隆 一

名称	区域	存続期間	禁止に係る特定 猟具の種類
富山空港特定猟具使用 禁止区域	別紙図面に表示 する区域	平成30年11月1日から 平成40年10月31日まで	銃器
あわすの平特定猟具使 用禁止区域	同上	同上	同上
戸出特定猟具使用禁止 区域	同上	同上	同上
五百石特定猟具使用禁 止区域	同上	同上	同上

（「別紙図面」は省略し、富山県生活環境文化部自然保護課、富山県新川農林振興センター、富山県富山農林振興センター、富山県高岡農林振興センター及び富山県砺波農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。）

(自然保護課)

富山県告示第442号

鳥獣保護区の存続期間の更新について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により頼成山鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において準用する同法第15条第2項の規定により公示し、平成30年11月1日から施行する。

平成30年10月19日

富山県知事 石 井 隆 一

1 鳥獣保護区の名称

頼成山鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

別紙図面に表示する区域

3 鳥獣保護区の存続期間

平成30年11月1日から平成40年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 指定区分

森林鳥獣生息地

(2) 指定目的

この区域は、砺波市の東方に位置する山麓地帯で、植生はスギ、コナラ、アカマツ、ツバキ、ツツジ類等多くの樹木が生育している。当該区域の大半は県民公園となっており、遊歩道等の施設も整備され、自然観察や森林浴に多くの人々が訪れている。

この区域一帯では、ホオジロ、ヒヨドリ、ヤマガラ、メジロ等留鳥が多く、夏鳥ではサンショウクイ、キビタキ、アオバズクも見られ、また、秋には、ツグミ、マヒワ、アトリ等の渡りのコースにもなっている。獣類では、ムササビ、テン、ノウサギ等が見られる。

このようなことから、鳥獣の好適な生息環境である当該区域を引き続き鳥獣保護区として設定し、鳥獣の保護を図るものである。

（「別紙図面」は省略し、富山県生活環境文化部自然保護課、富山県新川農林振興センター、富山県富山農林振興センター、富山県高岡農林振興センター及び富山県砺波農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。）

富山県告示第443号

鳥獣保護区の存続期間の更新について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により倶利伽羅鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において準用する同法第15条第2項の規定により公示し、平成30年11月1日から施行する。

平成30年10月19日

富山県知事 石 井 隆 一

1 鳥獣保護区の名称

倶利伽羅鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

別紙図面に表示する区域

3 鳥獣保護区の存続期間

平成30年11月1日から平成40年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 指定区分

森林鳥獣生息地

(2) 指定目的

この区域は、富山平野の西部に位置する丘陵地帯の一部で、小矢部市の市街地後背地から県境の標高約280メートルまでに至る主として森林からなる区域である。

植生は、低山性のコナラ、リョウブ、アカメガシワ、ヒサカキ等が分布し、スギ、アカマツ等も生育している。

また、当該区域の南側は県定公園に指定され、倶利伽羅合戦の古戦場跡等昔をしのぶ所が多く、また、森林浴の森にもなっており、多くの人々が訪れている。

このような環境から当該区域一帯では、多くの留鳥が見られるほか、渡り鳥のコースとなっており、ツグミ、シロハラ、アトリ、カシラダカ等が、春、秋のシーズンに見られる。また、獣類では、タヌキ、キツネ、イタチ、ノウサギ等が生息している。

このようなことから、鳥獣の好適な生息環境である当該区域を引き続き鳥獣保護区として設定し、鳥獣の保護を図るものである。

(「別紙図面」は省略し、富山県生活環境文化部自然保護課、富山県新川農林振興センター、富山県富山農林振興センター、富山県高岡農林振興センター及び富山県砺波農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。)

(自然保護課)

富山県告示第444号

鳥獣保護区の存続期間の更新について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により田尻池鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において準用する同法第15条第2項の規定により公示し、平成30年11月1日から施行する。

平成30年10月19日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 鳥獣保護区の名称
田尻池鳥獣保護区
- 2 鳥獣保護区の区域
別紙図面に表示する区域
- 3 鳥獣保護区の存続期間
平成30年11月1日から平成40年10月31日まで
- 4 鳥獣保護区の保護に関する指針
 - (1) 指定区分
身近な鳥獣生息地

(2) 指定目的

この区域は、富山市の西部に位置する標高100メートル前後の丘陵地帯で、県内最大のハクチョウの渡来地である田尻池を含み、ハクチョウの観察の場として多くの人々が訪れている。近年は毎年100羽前後のハクチョウが渡来し、これはハクチョウの好物であるマコモが自生しているほか、田尻池を中心に、これを取り囲むように水田、畑地が広がり、見通しの良い環境となっていること等が理由となっている。

このようなことから、ハクチョウの好適な生息環境である当該地域を引き続き鳥獣保護区として設定し、鳥獣の保護を図るものである。

(「別紙図面」は省略し、富山県生活環境文化部自然保護課、富山県新川農林振興センター、富山県富山農林振興センター、富山県高岡農林振興センター及び富山県砺波農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。)

(自然保護課)

富山県告示第445号

指定漁船の全部を普通損害保険に付すべきことの同意について

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による次の届出を審査した結果、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により公示する。

平成30年10月19日

富山県知事 石 井 隆 一

発起人の氏名及び住所	加入区	届出年月日
能登 繁 黒部市生地 108番地 小幡 孝治 黒部市浜石田 129番地30	黒部加入区 黒部市一円の区域	平成30年9月21日
高井 光二 高岡市下牧野89番地4 塩谷 久雄 高岡市中曽根 797番地1	新湊加入区 射水市一円(本江を除く。) 及び高岡市一円(太田及び 渋谷を除く。)の区域	平成30年9月21日

の調達手続の特例を定める規則（平成7年富山県規則第68号）第13条の規定により次のとおり公示する。

平成30年10月19日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
遺失物情報管理システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地
富山県警察本部警務部会計課 富山市新総曲輪1番7号
- 3 落札者を決定した日
平成30年8月9日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ北陸富山支店
富山市桜橋通り1-18
- 5 落札金額
30,023,136円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成30年6月29日

富山県立中央病院の物品等調達に係る一般競争入札の実施

富山県立中央病院の物品等調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第6条の規定により公告する。

平成30年10月19日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 入札に付する事項

- (1) 借入物品等の名称及び数量
心臓超音波診断装置 4式
- (2) 借入物品等の規格、機能、性能等
入札説明書による。
- (3) 借入期間
平成31年3月1日から平成37年2月28日まで（72箇月）
- (4) 借入場所
富山市西長江二丁目2番78号 富山県立中央病院
- (5) 借入条件
入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（平成30年富山県告示第182号）第1の規定に該当しない者であること。
- (2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査の結果、Aの等級に格付けされている者であること。
なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（平成30年富山県告示第182号）第4の4に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

3 入札参加資格の確認

- (1) 本件入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める書類を4(2)に掲げる期限までに4(1)に掲げる場所に、持参又は郵送（提出期限までに必着のこと。）で提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (2) 入札参加資格の確認は、応札仕様書の提出期限の日現在の事実をもって行うものとする。ただし、同日において2の各号に定める入札に参加するものに必要な資格のすべてを満たしているものであっても、開札日時までに必要な資格を満たさなくなった場合は、入札に参加することができないものとする。
- (3) 入札参加資格の有無の確認の結果は、一般競争入札参加資格確認結果通知書により、平成30年11月22日（木）までに通知するものとする。この通知において、入札参加資格の有無が「有」とされたもの以外のものは、入札に参加する

ことができない。

4 入札説明書

- (1) 入札説明書に定める書類の提出場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8550 富山市西長江二丁目2番78号
富山県立中央病院経営管理課用度係
電話 076-491-7114

- (2) 入札説明書の交付方法

平成30年10月19日から同年11月7日までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分までに、(1)の場所において希望者に無料で交付する。

なお、郵送による入札説明書の交付を希望する者は、A4版が入る返信用封筒（郵便番号、住所及び宛先を明記すること。）に140円分の郵便切手を添付して、(1)の機関に申し込むこと。

- (3) 入札説明書に定める書類の提出期限

平成30年11月14日（水）午後5時15分

5 入札・開札の日時、場所等

- (1) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 平成30年11月29日 午後2時
イ 場所 〒930-8550 富山市西長江二丁目2番78号
富山県立中央病院51会議室

- (2) 前号の入札の執行にあたっては、入札参加者は3(3)により入札参加資格「有」とされた一般競争入札参加確認通知書の写しを必ず持参すること。

- (3) 郵便による入札書の提出を行うものは、3(3)により入札参加資格「有」とされた一般競争入札参加確認通知書の写しを同封のうえ、郵便書留により、平成30年11月28日（水）午後5時15分までに4(1)の公告に関する事務を担当する室課に必着するよう行わなければならない。

6 入札保証金に関する事項

入札保証金は、免除する。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 3(3)により入札参加資格「有」とされた一般競争入札参加確認通知書を受けていないものとした入札
- (2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
- (3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

- (1) 入札書に記載する金額は、入札しようとする物品等の契約期間全体の総額のリース料の金額とする。
- (2) 落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の 100分の 8 に相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出したもののうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 開札は、原則として入札参加者またはその代理人全員の立会いのもとで行う。郵便による入札書の提出を行った者で、開札に立会いできないものは、開札日の前日までに、契約担当者に届け出るものとする。開札に立ち会わない入札参加者があるときは、開札に本件入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。
- (3) 落札となるべき同価の入札をしたものが 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (4) 開札の結果、落札となるべき入札をしたものがないときは、直ちに再度の

入札をすることがある。

- (5) 再度の入札をする場合において、郵便による入札を行ったもので5(1)に記載する日時に入札の場所で開札の立会いをしていないものは、第2回目以降の入札には参加できないものとする。

10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
- (4) 本件調達契約は、特例政令の適用を受ける。
- (5) 本件調達契約に係る苦情の申立てがあり、富山県特定調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合においては、本件契約手続の停止等を行うことがある。
- (6) その他詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased:
Heart ultrasonic diagnostic equipment, 4 sets
- (2) Your specification sheet must be delivered not later than 5:15 p.m. on November 14, 2018
- (3) Contact point for notification:
Address at which the necessary documents and information may be obtained:
Property Administration Division, Toyama Prefectural Central Hospital 2-78
Nishinagae 2-chome, Toyama-shi, Toyama Pref, 930-8550, Japan
Telephone: 076-491-7114

富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施

富山県の物品等調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は

特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第6条の規定により公告する。

平成30年10月19日

富山県知事 石 井 隆 一

1 入札に付する事項

(1) 借入物品等の名称及び数量

富山県原子力防災ネットワークシステム用機器 一式

(2) 借入物品等の規格、機能、性能等

入札説明書による。

(3) 借入期間

2019年4月1日から2024年3月31日まで（60箇月）

（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

(4) 借入場所

入札説明書による。

(5) 借入条件

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（平成30年富山県告示第182号）第1の規定に該当しない者であること。

(2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登録されているものであること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（平成30年富山県告示第182号）第4の4に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

3 入札に参加する者に求められる義務

本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した規格、機能、性能等に適合するものであることを証明する書類等

(以下「応札仕様書等」という。)を提出期限までに、4の(1)に掲げる入札書の提出場所へ提出しなければならない。

なお、提出した書類等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒 930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課用度管理係

電話 076-444-3423、3424（直通）

(2) 入札説明書の交付方法

平成30年10月19日から同年11月9日までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

(3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時 平成30年11月2日 午後2時00分

イ 場所 〒 930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課入札室

(4) 応札仕様書等の提出期限

平成30年11月16日 午後5時15分

(5) 郵便による入札書の受領期限

平成30年11月28日 午後5時15分（郵便による場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。）

5 入札・開札の日時、場所等

(1) 開札日時 平成30年11月29日 午後2時00分

(2) 開札場所 〒 930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課入札室

(3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いのもとで行う。開札に

立ち会うことができない者は、開札日の前日までに、その旨を 4 の(1)の機関に届け出るものとする。

6 入札保証金に関する事項

免除とする。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
- (3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

- (1) 入札書に記載する金額は、入札しようとする物品等の契約期間全体の総額の賃借料の金額とする。
- (2) 落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の 100分の 8 に相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出し、かつ、3 の書類等の審査の結果この公告及び入札説明書に示した物品等を納入できると認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

(3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
- (4) 本件調達契約は、特例政令の適用を受ける。
- (5) 本件調達契約に係る苦情の申立てがあり、富山県特定調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合には、本件契約手続の停止等を行うことがある。
- (6) その他詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
The rental contract of a package of supplying hardwires and devices connecting with closed Japanese government network system on nuclear disaster, 1 unit
- (2) Time limit of tender: By 2:00 p.m. 29 November 2018.
- (3) Contact point for notification:
General Affairs, Accounting and Property Management Division
Treasury Bureau
Toyama Prefectural Government
1-7 Shinsogawa, Toyama-shi, Toyama Pref.
930-8501 Japan
Telephone: 076-444-3423, 3424

富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施

富山県の物品等調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 6 第 1 項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372号。以下「特例政令」という。）第 6 条の規定により公告する。

平成30年10月19日

富山県知事 石 井 隆 一

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品等の名称及び数量
電子計算組織（高等学校15校） 一式
- (2) 借入物品等の規格、機能、性能等
入札説明書による。
- (3) 借入期間
平成31年3月1日から平成36年2月29日まで（60箇月）
- (4) 借入場所
入札説明書による。
- (5) 借入条件
入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（平成30年富山県告示第182号）第1の規定に該当しない者であること。
- (2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されているものであること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（平成30年富山県告示第182号）第4の4に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

3 入札に参加する者に求められる義務

本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した規格、機能、性能等に適合するものであることを証明する書類（応札仕様書）を入札説明書に記載する期限までに4の(1)に掲げる入札書の提出場所へ提出しなければならない。

なお、提出した書類等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合

は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号
富山県出納局総務会計課用度管理係
電話 076-444-3423、3424（直通）

- (2) 入札説明書の交付方法

平成30年10月19日から同年11月2日までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

- (3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時 平成30年10月25日（木）午後1時30分
イ 場所 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号
富山県出納局総務会計課入札室

- (4) 応札仕様書等の提出期限

平成30年11月9日（金）午後5時15分

- (5) 入札書の提出期限

平成30年11月28日（水）午後1時30分（郵便による場合は、書留郵便とし、提出期限までに必着とすること。）

5 入札・開札の日時、場所等

- (1) 開札日時 平成30年11月28日（水）午後1時30分

- (2) 開札場所 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課入札室

- (3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いのもとで行う。開札に立ち会うことができない者は、開札日の前日までに、その旨を4の(1)の機関に届け出るものとする。

6 入札保証金に関する事項

免除とする。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
- (3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

- (1) 入札書に記載する金額は、入札しようとする物品等の 1 箇月分の賃借料の金額とする。
- (2) 落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出し、かつ、3 の書類等の審査の結果この公告及び入札説明書に示した物品等を納入できると認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。

- (3) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
- (4) 本件調達契約は、特例政令の適用を受ける。
- (5) 本件調達契約に係る苦情の申立てがあり、富山県特定調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合においては、本件契約手続の停止等を行うことがある。
- (6) その他詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be obtained:
Personal Computer Network System for teaching, one set.
- (2) Time limit of tender
1:30 p.m. 28 November 2018
- (3) Contact point for notification:
General Affairs, Accounting and Property Management Division
Treasury Bureau
Toyama Prefectural Government
1-7 Shinsogawa, Toyama-shi, Toyama Pref.
930-8501 Japan
Telephone: 076-444-3423, 3424

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成30年10月19日

富山県知事 石 井 隆 一

1 店舗の名称及び所在地

大阪屋ショッピング出来田店・クスリのアオキ出来田店 高岡市出来田 296番1
ほか31筆

- 2 店舗を設置する者 株式会社大阪屋ショッピング ほかに1
- 3 店舗において小売業を行う者 株式会社大阪屋ショッピング ほかに1
- 4 新設の日 平成31年5月20日
- 5 店舗面積の合計 2,988㎡
- 6 店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数 建物西側 118台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数 A棟建物北側 ほかに 83台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積 A棟建物北東側 ほかに 78.6㎡
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 A棟建物南東側 ほかに 25.52㎡
- 7 店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 午前9時及び午後10時 ほかに
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時30分～午後10時30分
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 3箇所 敷地西側ほかに
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前4時～午後5時 ほかに
- 8 届出の日 平成30年10月11日
- 9 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課
- 10 縦覧期間 平成30年10月19日から平成31年2月19日まで
- 11 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

- (1)氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）(2)(1)の事項の公表の可否 (3)当該店舗の名称及び所在地 (4)意見及びその理由